

工事請負契約書

注文主 〇〇 〇〇 を甲とし、請負者 有限会社 大橋住宅建設 を乙とし、下記契約条項及び約款により、請負契約を締結します。

1. 工事名称 〇〇〇〇 様邸 〇〇工事
2. 工事概要 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 坪数 1階 〇〇坪・2階 〇〇坪 施工面積 〇〇坪
3. 工事場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 工事期間 (着工月日) 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 より (完成月日) 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで
5. 引渡期間 竣工確認の日より 〇〇 日以内
6. 請負代金 金. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇- (税込)
(本体価格：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円)
(消費税：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円) (税率10%)
7. 支払方法
・ 契約締結時 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円 (税込)
・ 中間時 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円 (税込)
・ 工事完了後 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円 (税込)
8. 添付書類 見積書 仕上げ表 設計図 工程表 その他 ()

約 款

- 第1条 甲及び乙は、互い協力し、信義を守り誠実にこの契約を履行する。
- 第2条 乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得なければ工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、もしくは請負わせる事はできない。
- 第3条 当事者は相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物又は工事材料を譲渡、または貸与し、もしくは抵当権、その他の担保の目的に供する事はできない。
- 第4条 工事の施工が設計図又は仕様書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、乙はこれに従わなければならない。又その為に乙は請負代金の増額、工事期間の延長を求めることはできない。
- 第5条 甲は必要がある場合は工事内容を変更し若しくは工事を一時中止し、又はこれを打切ることができる。この場合において請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。前項において乙が損害を受けたときは、甲はその損害額を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。
- 第6条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他その責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工期を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を附して工期の延長を求めることができる。且しその延長日数は甲乙協議して定める。
- 第7条 施工の為第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき、又は第三者との間に紛議を生じたときは、乙がその処理解決にあたる。且し甲は全面的な協力をなす。乙はその費用を負担するが、乙の責に帰することのできない理由によるときは、その費用を甲が負担する。
- 第8条 工事の完成引渡しまでに、契約の目的物、工事材料、支給材料、その他一般について生じた損害は乙の負担とする。且し甲の責に帰すべき理由によるときはこの限りではない。
- 第9条 天災、その他甲・乙いずれにも責を帰することのできない不可抗力によって、工事の既済部分、工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後速やかにその状況を甲に通知しなければならない。
前項の損害で乙が適当な注意、もしくは損害の防止に相当の措置をしたことが認められたにもかかわらず、損害を生じた場合はその損害額、各々の負担額は甲、乙協議してこれを定める。
損害保険その他損害をうめるものがあるときは、それらの額を損害額から控除したものを、前項の損害額とする。
- 第10条 甲は工事が完了し、請負代金を全額支払わなければならない。且し乙の同意を得た場合はこの限りではない。
- 第11条 工事中、追加工事の発生した場合は両者協議の上、工事金額を決定し、工事完了引渡し後に残金と合わせて支払する事とする。
- 第12条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。
- 第13条 その他

この契約の証として本書 1 通を作り当事者が記名押印して、原本を注文者が保有し、写しは請負者が保有するものとする

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

注文者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

請負者 住 所 新潟県新潟市秋葉区荻島3丁目20-26

氏 名 有限会社 大橋住宅建設 _____ 印

代表取締役 大橋 廣司

電話番号 0250-22-8806